

議案第20号

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月25日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条教育企画総務課の事務分掌中第22号を第23号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関すること。

第12条生涯学習課の事務分掌中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号を1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関する事務を教育企画総務課の事務分掌に追加すること並びに生涯学習基本計画を教育振興基本計画に統合することに伴い、同計画に係る事務を生涯学習課の事務分掌から削除するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新	旧
(教育企画総務課の事務分掌) 第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 教育行政全般の企画調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (3) 陳情、請願及び広報に関すること。 (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 審査請求に関すること。 (7) 公印の管理に関すること。 (8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。 <u>(9) 学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関すること。</u> <u>(10) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。</u> <u>(11) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関すること。</u> <u>(12) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関すること。</u> <u>(13) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関すること。</u> <u>(14) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。</u> <u>(15) 会計年度任用職員に関すること。</u> <u>(16) 寄附採納に関すること。</u> <u>(17) 授業料に関すること。</u> <u>(18) 学校の経理に関すること。</u> <u>(19) 学校物品の整備に関すること。</u>	(教育企画総務課の事務分掌) 第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 教育行政全般の企画調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (3) 陳情、請願及び広報に関すること。 (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 審査請求に関すること。 (7) 公印の管理に関すること。 (8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。 <u>(9) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。</u> <u>(10) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関すること。</u> <u>(11) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関すること。</u> <u>(12) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関すること。</u> <u>(13) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。</u> <u>(14) 会計年度任用職員に関すること。</u> <u>(15) 寄附採納に関すること。</u> <u>(16) 授業料に関すること。</u> <u>(17) 学校の経理に関すること。</u> <u>(18) 学校物品の整備に関すること。</u>

(20) 文書の受発及び保存に関すること。

(21) 教育委員会の情報化推進の総括に関すること。

(22) 情報学習センターに関すること。

(23) その他庶務に関すること。

(生涯学習部の事務分掌)

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

(1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。

(2) 社会教育委員に関すること。

(3) 社会教育行政の企画に関すること。

(4) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(5) 人権教育に関すること。

(6) 成人教育及び青少年教育に関すること。

(7) 学校施設開放事業に関すること。

(8) 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。

(9) 青少年問題協議会に関すること。

(10) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。

(11) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。

(12) 青少年育成センターに関すること。

(19) 文書の受発及び保存に関すること。

(20) 教育委員会の情報化推進の総括に関すること。

(21) 情報学習センターに関すること。

(22) その他庶務に関すること。

(生涯学習部の事務分掌)

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

(1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。

(2) 社会教育委員に関すること。

(3) 生涯学習基本計画に関すること。

(4) 社会教育行政の企画に関すること。

(5) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(6) 人権教育に関すること。

(7) 成人教育及び青少年教育に関すること。

(8) 学校施設開放事業に関すること。

(9) 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。

(10) 青少年問題協議会に関すること。

(11) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。

(12) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。

(13) 青少年育成センターに関すること。

(13) 少年自然の家に関する事。

(14) 所管に係る「よい子いっぱいのもち倉敷」の企画及び総合調整に関する事。

(15) その他青少年の健全育成及び非行防止に関する事。

(14) 少年自然の家に関する事。

(15) 所管に係る「よい子いっぱいのもち倉敷」の企画及び総合調整に関する事。

(16) その他青少年の健全育成及び非行防止に関する事。